

自動車運転者の長時間労働防止に向けた取組等に関する要請書

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、令和6年(2024年)4月1日から、自動車運転者についても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改正改善基準告示」という。)が適用されました。

バスやタクシー・ハイヤーの運転者の長時間労働防止など労働条件の改善を図るには、旅程などの発注条件の適切な設定が必要であることから、旅客運送事業者だけでなく、旅客の運送業務を発注する事業者の理解や適切な対応等が欠かせません。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する取組に格別の御協力を賜ってきたところですが、香川県内の事業者間取引等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、旅客運送の発注事業者の立場となる貴団体関係者において以下のとおり取り組まれるよう、周知に御協力をお願い申し上げます。

1. 発注事業者の経営トップ自らが、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の趣旨・概要を踏まえ、事業者間取引等に係る働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努められたいこと
2. 旅客運送の受発注に係る働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容について、あらためて社内の各関係部署に周知を行われたいこと
3. 時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容を踏まえた適切な条件により発注を行われたいこと
4. 輸送の安全を確保する観点から、関係法令を遵守するなど、旅客運送事業者の安全コストを割り込むことのないようにすること
5. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、社内の関係部署に周知を行われたいこと

令和6年9月13日

一般社団法人全国旅行業協会香川県支部
支部長 西岡 宏之 様

香川労働局長 栗尾保和

香川運輸支局長 谷本昌啓

自動車運転者の長時間労働防止に向けた取組等に関する要請書

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、令和6年(2024年)4月1日から、自動車運転者についても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改正改善基準告示」という。)が適用されました。

バスやタクシー・ハイヤーの運転者の長時間労働防止など労働条件の改善を図るには、旅程などの発注条件の適切な設定が必要であることから、旅客運送事業者だけでなく、旅客の運送業務を発注する事業者の理解や適切な対応等が欠かせません。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する取組に格別の御協力を賜ってきたところですが、香川県内の事業者間取引等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、旅客運送の発注事業者の立場となる貴団体関係者において以下のとおり取り組まれるよう、周知に御協力をお願い申し上げます。

1. 発注事業者の経営トップ自らが、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の趣旨・概要を踏まえ、事業者間取引等に係る働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努められたいこと
2. 旅客運送の受発注に係る働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容について、あらためて社内の各関係部署に周知を行われたいこと
3. 時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容を踏まえた適切な条件により発注を行われたいこと
4. 輸送の安全を確保する観点から、関係法令を遵守するなど、旅客運送事業者の安全コストを割り込むことのないようにすること
5. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、社内の関係部署に周知を行われたいこと

令和6年9月13日

一般社団法人香川県旅行業協会
会長 西岡 宏之 様

香川労働局長 栗尾保和

香川運輸支局長 谷本昌啓

自動車運転者の長時間労働防止に向けた取組等に関する要請書

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、令和6年(2024年)4月1日から、自動車運転者についても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改正改善基準告示」という。)が適用されました。

バスやタクシー・ハイヤーの運転者の長時間労働防止など労働条件の改善を図るには、旅程などの発注条件の適切な設定が必要であることから、旅客運送事業者だけでなく、旅客の運送業務を発注する事業者の理解や適切な対応等が欠かせません。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する取組に格別の御協力を賜ってきたところですが、香川県内の事業者間取引等における働き方改革の浸透・定着をより確実なものとするべく、旅客運送の発注事業者の立場となる貴団体関係者において以下のとおり取り組まれるよう、周知に御協力をお願い申し上げます。

1. 発注事業者の経営トップ自らが、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の趣旨・概要を踏まえ、事業者間取引等に係る働き方改革の浸透・定着に向け、その取組の一層の推進に努められたいこと
2. 旅客運送の受発注に係る働き方改革が浸透・定着するよう、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容について、あらためて社内の各関係部署に周知を行われたいこと
3. 時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の内容を踏まえた適切な条件により発注を行われたいこと
4. 輸送の安全を確保する観点から、関係法令を遵守するなど、旅客運送事業者の安全コストを割り込むことのないようにすること
5. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、社内の関係部署に周知を行われたいこと

令和6年9月13日

協同組合香川県旅行業協会
代表理事 伊藤 和彦 様

香川労働局長 栗尾保和

香川運輸支局長 谷本昌啓